

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業

対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1 時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育を行う事業	0～5歳
2 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～3年生、 小学4～6年生
3 子育て短期支援事業	保護者が疾病等の場合に、子どもを児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0～18歳
4 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業	就学前児童と その保護者
5 一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳（幼稚園）
	保育所（園）その他の場所での一時預かり	0～5歳
6 病児保育事業	病児を病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、 小学1～3年生
7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービスの連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
8 利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 小学1～6年生
9 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
10 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期かの継続的な支援を特に必要とする家庭等

11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた 医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	保護者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※）	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※12 及び13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保（実績）

■量の見込みと確保方策等

計画策定時、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を設定。実績を踏まえた量の見込み、確保方策の数値を補正しています。

※実績の数値については、平成25年度から平成30年度は各年度末時点のもの。令和元年度は、令和元年12月31日時点のもの。

1 時間外保育事業

担当：子育て支援課

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して保育所（園）の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

時間外保育事業〈単位：人〉

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
推計：量の見込み（計画時）			154	150	148	147	146
推計：確保方策（計画時）			154	150	148	147	146
実績	211	252	586	591	460	512	507

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							507
確保方策（実績からの補正）							507

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当：子育て支援課

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策等については、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

なお、放課後児童クラブが整備されていない学区については、施設整備の検討を行うほか、他学区の施設への送迎や民間施設との連携を図り、放課後の居場所の確保に努めます。

【市全体】

放課後児童健全育成事業（単位：人）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			439	438	437	415	392
小学1～3年生			306	305	304	289	273
小学4～6年生			133	133	133	126	119
確保方策（計画時）			450	450	450	450	450
小学1～3年生			323	322	322	319	319
小学4～6年生			127	128	128	131	131
過不足（計画時）			11	12	13	35	58
実績 ※1	324	367	434	466	520	544	602
小学1～3年生	304	351	387	406	450	456	515
小学4～6年生	20	16	47	60	70	88	87

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							702
小学1～3年生							557
小学4～6年生							145
確保方策（実績からの補正）							692
小学1～3年生							565
小学4～6年生							127
補正後の過不足							-10

※1 小学4年生から6年生の内訳

H25	①佐原児童クラブ（市）	2人	障害児のため市が必要と認める
	②ゆきはうす（民間）	18人	
H26	①佐原児童クラブ（市）	2人	障害児のため市が必要と認める
	②ゆきはうす（民間）	14人	
H27	①香取市	37人	平成27年度から小学4年生から6年生まで対象が拡大したため
	②ゆきはうす（民間）	7人	
	③明照保育園学童（民間）	3人	
H28	①香取市	53人	
	②ゆきはうす（民間）	7人	
	③明照保育園学童（民間）	0人	
H29	①香取市	63人	
	②ゆきはうす（民間）	5人	
	③明照保育園学童（民間）	2人	
H30	①香取市	78人	
	②ゆきはうす（民間）	8人	
	③明照保育園学童（民間）	2人	
H31	①香取市	71人	
	②ゆきはうす（民間）	7人	
	③明照保育園学童（民間）	2人	
	④学童クラブめぐみ（民間）	7人	

【佐原地区】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			223	222	222	211	200
小学1～3年生			154	153	153	146	138
小学4～6年生			69	69	69	65	62
確保方策（計画時）			215	215	215	215	215
小学1～3年生			154	153	153	150	150
小学4～6年生			61	62	62	65	65
過不足（計画時）			-8	-7	-7	4	15
実績	155	160	204	223	252	258	296
小学1～3年生	135	144	172	185	202	200	236
小学4～6年生	20	16	32	38	50	58	60

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							347
小学1～3年生							254
小学4～6年生							93
確保方策（実績からの補正）							324
小学1～3年生							254
小学4～6年生							70
補正後の過不足							-23

【小見川地区】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			124	124	123	118	112
小学1～3年生			91	91	90	86	81
小学4～6年生			33	33	33	32	31
確保方策（計画時）			135	135	135	135	135
小学1～3年生			100	100	100	100	100
小学4～6年生			35	35	35	35	35
過不足（計画時）			11	11	12	17	23
実績	99	122	145	153	176	186	202
小学1～3年生	99	122	131	136	161	165	183
小学4～6年生	0	0	14	17	15	21	19

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							231
小学1～3年生							194
小学4～6年生							37
確保方策（実績からの補正）							253
小学1～3年生							204
小学4～6年生							49
補正後の過不足							22

【山田地区】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			68	68	68	63	58
小学1～3年生			43	43	43	40	38
小学4～6年生			25	25	25	23	20
確保方策（計画時）			70	70	70	70	70
小学1～3年生			45	45	45	45	45
小学4～6年生			25	25	25	25	25
過不足（計画時）			2	2	2	7	12
実績	41	54	52	53	58	63	62
小学1～3年生	41	54	52	52	54	58	62
小学4～6年生	0	0	0	1	4	5	0

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							78
小学1～3年生							72
小学4～6年生							6
確保方策（実績からの補正）							70
小学1～3年生							70
小学4～6年生							0
補正後の過不足							-8

【栗源地区】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			24	24	24	23	22
小学1～3年生			18	18	18	17	16
小学4～6年生			6	6	6	6	6
確保方策（計画時）			30	30	30	30	30
小学1～3年生			24	24	24	24	24
小学4～6年生			6	6	6	6	6
過不足（計画時）			6	6	6	7	8
実績	29	31	33	37	34	37	42
小学1～3年生	29	31	32	33	33	33	34
小学4～6年生	0	0	1	4	1	4	8

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							46
小学1～3年生							37
小学4～6年生							9
確保方策（実績からの補正）							45
小学1～3年生							37
小学4～6年生							8
補正後の過不足							-1

3 子育て短期支援事業

担当：子育て支援課

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本事業については、量の見込みが若干数のため、計画期間中に実施の検討を行います。

【市全体】 子育て短期支援事業〈単位：人日/年〉

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
推計：量の見込み（計画時）			17	16	16	16	16
推計：確保方策（計画時）			0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	36
令和元年度時の補正							
量の見込み（実績からの補正）							36
確保方策（実績からの補正）							36

平成27年度から平成30年度までは、養育することが一時的に困難となる子どもに対する相談等の事案が発生していない。

4 地域子育て支援拠点事業

担当：子育て支援課

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して子育て支援センターの既存の受け入れ体制とともに、既存の公立幼稚園・保育所について、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、確保方策は、移行後の認定こども園で実施予定の2か所の増加を含めて対応します。

【市全体】 地域子育て支援拠点事業〈単位：人回/年、か所〉

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
推計：量の見込み（計画時）			17,210	17,331	16,967	16,592	16,228
推計：確保方策（計画時）			4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
実績	4か所	4か所	4か所	6か所	7か所	8か所	8か所
令和元年度時の補正							
量の見込み（実績からの補正）							15,972
確保方策（実績からの補正）							8か所

平成27年度：たまつくり保育所、明照保育園、清水保育園、大倉保育所の4施設で実施。

平成28年度：上記4施設のほか、山田児童館、佐原めぐみ保育園で新たに実施し、計6施設で実施。

平成29年度：上記6施設のほか、おみがわこども園で新たに実施し、計7施設で実施。

平成30年度：上記7施設のほか、清水こども園で新たに実施し、計8施設で実施。

5 一時預かり事業

担当：学校教育課・子育て支援課

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等については、市内幼稚園在園児の利用実績を踏まえると、既存の受け入れ体制で量の見込みの確保を図ります。

【市全体】 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（単位：人日/年）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
推計：量の見込み（計画時）			12,415	11,754	11,609	11,658	11,738
推計：確保方策（計画時）			13,350	13,350	13,350	13,350	13,350
実績	2,910	5,340	6,888	6,438	3,107	2,586	2,121
令和元年度時の補正							
量の見込み（実績からの補正）							4,100
確保方策（実績からの補正）							16,850

■保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等については、既存の保育所（園）における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

【市全体】 保育所（園）その他の場所での一時預かり（単位：人日/年）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
確保方策（計画時）			3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
一時預かり事業			3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
子育て援助活動支援事業			-	-	-	-	-
子育て短期支援事業			-	-	-	-	-
実績	2,579	3,365	2,353	1,594	1,791	1,873	1,873
一時預かり事業	2,579	3,365	2,316	1,578	1,744	1,824	1,789
子育て援助活動支援事業			37	16	47	49	48
子育て短期支援事業			-	-	-	-	36
令和元年度時の補正							
量の見込み（実績からの補正）							1,873
確保方策（実績からの補正）							2,609
一時預かり事業							1,823
子育て援助活動支援事業							750
子育て短期支援事業							36

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で対応することを想定します。

また、公立保育所への保健師の配置や保育所（園）等への随時派遣による対応や、病後児保育への対応も検討します。

【市全体】

病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			847	827	813	806	800
確保方策（計画時）			900	900	900	900	900
病児保育事業			-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業 ※1			900	900	900	900	900
実績			4	0	1	0	60
病児保育事業			-	-	-	-	60
子育て援助活動支援事業 ※1			4	0	1	0	0
令和元年度時の補正							
量の見込み（実績からの補正）							60
確保方策（実績からの補正）							810
病児保育事業							60
子育て援助活動支援事業 ※1							750

※1 病児・緊急対応強化事業

令和元年11月から、市内に所在する社会福祉法人が佐原地区に病後児保育施設を設置し、病気の回復期にある子どもを対象に病後児保育事業を実施。

7 子育て援助活動支援事業の就学児童対象部分

担当：子育て支援課

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

確保方策等については、量の見込みに対して現在の提供体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

子育て援助活動支援事業の就学児童対象部分（単位：人日/年）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			820	819	817	774	733
確保方策（計画時）			900	900	900	900	900
実績		15	37	16	47	49	48

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							48
確保方策（実績からの補正）							750

8 利用者支援事業

担当：子育て支援課

教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又はその保護者が身近な場所で支援が受けられるとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策等については、令和元年度から香取市役所子育て支援課に加え、子育て世代包括支援センターでも実施しています。

【市全体】

利用者支援事業（単位：か所）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）			1	1	1	1	1
確保方策（計画時）			1	1	1	1	1
実績		1	1	1	1	1	2

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）							2
確保方策（実績からの補正）							2

9 乳児家庭全戸訪問事業

担当：健康づくり課

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）				219	214	210	205	200
確保 方策	実施体制 ※1			89	89	85	11	11
	実施機関			市	市	市	市	市
	委託団体			-	-	-	-	-
実績 ※2		267	249	241	192	244	256	174

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）								240
確保 方策	実施体制 ※1							11
	実施機関							市
	委託団体							-

平成27年度から担当課が子育て支援課から健康づくり課へ移管

※1 実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師の人数（平成29年度までは母子保健推進員も訪問していたため、実施体制の人数に含む）

※2 こんにちは赤ちゃん訪問員による訪問、及び新生児訪問の件数。これ以外に保健師、助産師、その他（相談員）による訪問も実施。

10 養育支援訪問事業

担当：子育て支援課

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

養育支援訪問事業（単位：人）

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）				50	49	48	47	46
確保 方策	実施体制 ※1			3	3	3	3	4
	実施機関			市	市	市	市	市
	委託団体			-	-	-	-	-
実績 ※2		61	45	39	41	43	34	47

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）								50
確保 方策	実施体制 ※1							4
	実施機関							市
	委託団体							-

※1 実施体制は、訪問に係る家庭相談員と保健師の人数。令和元年10月から虐待対応専門員1名増員。

※2 実績は家庭相談員による訪問対象者数（このほか電話等による状況の確認も実施）。また、上記以外にも保健師による訪問、各施設職員による訪問も実施。家庭相談員と関係部署職員との情報共有連携は随時実施。

平成25年度の実績数については、不登校の児童が多かったため。

11 妊婦健康診査

担当：子育て支援課（平成30年度まで健康づくり課）

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

妊婦健康診査〈単位：人、回/年〉

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み（計画時）				470	459	450	439	440
	（ ）は延利用回数 ※1			(6,110回)	(5,967回)	(5,850回)	(5,707回)	(5,720回)
確保方策	実施場所			医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制			委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目			県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期			随時	随時	随時	随時	随時
実績		466	455	436	416	392	332	266

令和元年度時の補正

量の見込み（実績からの補正）								360
	（ ）は延利用回数 ※2							(5,040回)
確保方策	実施場所							医療機関
	実施体制							委託
	検査項目							県内統一検査項目
	実施時期							随時

令和元年度から所管課が健康づくり課から子育て支援課へ移管

※1 延利用回数は、平成25年度の一人当たり利用平均回数13回を人数に乗じて算出

※2 延利用回数は、妊婦健康診査受診票14回を人数に乗じて算出

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

計画策定時には、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

計画策定時には、量の見込み及び確保方策等は設定しない。